

市立学校における大地震発生時の臨時休業に関する取扱いについて

非常変災時における臨時休業の判断等は、学校教育法施行規則第63条に基づき現場の状況等を踏まえて校長が判断し、臨時休業を行った場合は教育委員会に報告することとされています。

大地震発生時に各学校は、通常の学校業務に加え、施設の安全確認、避難所対応等の災害対応業務に忙殺される状況となり、教育委員会においても、震度6弱以上の地震が発生した際は、自動的に災対業務及び市業務継続計画（BCP）に基づく業務を行うこととなります。

このような状況において、臨時休業の判断及び保護者等への連絡等の初動対応を速やかに行うことは困難であると考え、発災初期における教育委員会及び市立学校における共通の運用事項として、以下のとおり決定します。

1 大地震発生時の臨時休業の取扱い

- (1) 休日・夜間等の、登校時間以外の時間帯において震度6弱以上の地震が発生した際は、当面の間、臨時休業とする。（全校対象）
- (2) 在校時において、震度6弱以上の地震が発生した際は、児童・生徒の引き渡しや集団下校等の対応後、当面の間、臨時休業とする。（全校対象）
- (3) 市立学校の再開は、学校ごとに校長及び教育委員会で協議した上で決定することとし、決定後、速やかに当該校の保護者への周知に加え、市ホームページ等で周知することとする。